

## 概要書面(特定商取引法に基づく書面)

### 1. 事業者の表示

- 名称: 一般社団法人 台湾華語文学習中心
  - 所在地: 茨城県龍ヶ崎市佐貫3丁目1番地9
  - 電話番号: 0297-21-1144
  - 代表者: 王 澤聖
- 

### 2. 提供する役務の内容

- 中国語・英語の授業(オンライン)
  - 中国語・英語の授業(合宿型の対面授業)
  - 台湾の大学への出願サポート(申請書類作成・ビザ申請補助・入学手続き)
- 

### 3. 役務の対価(料金)

本サービスの料金は、別紙「料金表」に記載のとおりとします。

---

### 4. 支払方法・時期

支払方法は銀行振込による一括払い、または甲が認めた場合の分割払いです。

- 一括払いの場合: 契約時に全額をお支払いいただきます。
- 分割払いの場合: 所定の回数に分け、指定期日までに毎月お支払いいただきます。

分割払いの回数は、受講月数または最大分割回数のいずれか小さい数とし、各パッケージの最大分割回数は次のとおりです。

- Beginner/ English Enhancement: 12 回
  - Basic I・II: 24 回
  - Advanced: 36 回
- 

### 5. クーリングオフ

契約書面を受領した日から起算して8日間は、無条件で契約を解除できます。

クーリングオフ行使時、既に提供された教材や授業に対しても違約金や損害賠償は請求しません。

## 6. ポイント追加購入

契約期間中に受講ポイントを追加購入する場合は、既存のパッケージプランに関係なく、追加購入時点で有効な料金提示に基づいてご請求します。

---

## 7. 中途解約

本書における「役務提供開始」とは、授業受講の開始、大学申請書類準備の開始、または合宿への参加に伴う学生寮の部屋の確保のいずれか早い時点をいいます。

クーリングオフ期間終了後は、役務提供開始前・開始後を問わず、契約を解除することができます。返金は次のとおりです。

- **役務提供開始前の解約：**  
契約成立後、役務提供開始前に解約を申し出た場合で、すでにお支払いがあるときは、事務手数料 10,000 円を控除した残額を返金します。ただし、契約成立後であっても役務提供開始前かつ支払前に解約を申し出た場合には、料金の請求は行いません。
  - **返金対象外費用：**  
入学金、教材費（電子ファイル共有後）、大学申請諸費用（条件あり）
  - **大学申請諸費用の返金条件：**
    - ・大学申請開始前（＝大学申請のための書類準備開始前）の解約 → 半額返金
    - ・大学申請開始後（＝大学申請のための書類準備を開始した時点以降）の解約 → 返金なし
  - **授業料：**  
消費ポイント（1 ポイント＝30 分相当）に基づき、利用済ポイント分を差し引いた未利用分を返金します。
  - **合宿費用：**  
未参加の場合は全額返金します。
  - **パッケージ割引：**  
中途解約の場合、パッケージ割引は適用されません。通常料金を基準に精算します。
  - **返金方法**  
返金は銀行振込にて行い、その際にかかる振込手数料は受講者の負担とします。
- 

## 8. その他特記事項

- 教材は電子ファイルで提供し、教材費にはオンラインシステムの管理費を含みます。
- 未成年者が契約する場合、必ず保護者の同意が必要です。